

<<
 入院時食事療養費について
 >>

入院時の食事療養費の自己負担額が変更となります。

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
●一般(下記以外)	●一般(下記以外)	490円	
		●難病患者等	280円
●低所得者	●低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	230円
(住民税非課税)		過去1年間の入院期間が90日超え	180円
該当なし	●低所得者Ⅰ	110円	